3　カジノ事業及びカジノ事業者

(一)　カジノ事業の免許等

(1)　カジノ事業の免許

イ　認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（2の(二)の(2)の規定による設置運営事業の停止の命令、10の(三)の規定によるカジノ事業の停止の命令等に違反して行われたものを除く。）については、刑法第一八五条及び第一八六条の規定は、適用しないこととした。（第三九条関係）

ロ　カジノ管理委員会は、イの免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、カジノ関連機器等、定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第四一条第一項関係）

ハ　イの免許を与えてはならない者を定めることとした。（第四一条第二項関係）

ニ　カジノ管理委員会は、イの免許を与えたときは、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別等を記載した免許状を交付しなければならないこととした。（第四二条関係）

ホ　イの免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ事業を行おうとするカジノ事業者は、当該免許の更新を受けなければならないこととした。（第四三条関係）

ヘ　カジノ事業者は、イの免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設及び使用しようとするカジノ関連機器等について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならないこととした。（第四四条関係）

ト　カジノ事業者が、その合併により消滅することとなる場合又は分割若しくは譲渡によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該合併後存続する会社等は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継することとした。（第四五条～第四七条関係）

チ　カジノ事業者は、カジノ施設のカジノ行為区画の位置等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。（第四八条関係）

リ　カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、偽りその他不正の手段によりイの免許等を受けたこと等の事実が判明したときは、イの免許を取り消すことができることとした。また、カジノ事業者について、2の(二)の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき等は、イの免許は、その効力を失うこととした。（第四九条及び第五〇条関係）

ヌ　カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第五二条関係）

ル　業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程に記載しなければならない事項を定めることとした。また、ヌの規定は、業務方法書等の変更について準用することとした。（第五三条～第五六条関係）

ヲ　カジノ事業者は、自己の名義をもって、他の者にカジノ事業を行わせてはならないこととした。（第五七条関係）

(2)　認可主要株主等

イ　次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第五八条第一項関係）

(イ)　当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得

(ロ)　(イ)に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

ロ　イに規定する取引若しくは行為又は法人等の設立以外の事由によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になった者（以下「特定保有者」という。）は、当該事由の生じた日から起算して六〇日を経過する日（以下ロにおいて「猶予期限日」という。）以内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特定保有者が、猶予期限日後も引き続きカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者であることについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでないこととした。（第五八条第四項関係）

ハ　カジノ管理委員会は、イ又はロのただし書の認可の申請があったときは、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第六〇条第一項関係）

ニ　イ又はロのただし書の認可をしてはならない者を定めることとした。（第六〇条第二項関係）

ホ　カジノ事業者の認可主要株主等（法人等であるものに限る。）は、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。（第六一条関係）

ヘ　カジノ管理委員会は、カジノ事業者の認可主要株主等について、偽りその他不正の手段によりイ又はロのただし書の認可等を受けたこと等の事実が判明したときは、イ又はロのただし書の認可を取り消すことができることとした。また、認可主要株主等がカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったとき等は、イ又はロのただし書の認可は、その効力を失うこととした。（第六二条及び第六三条関係）

ト　カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならないこととするとともに、定期的に、当該カジノ事業者の議決権等の保有者を記載した書類をカジノ管理委員会に提出しなければならないこととした。（第六四条関係）

(二)　カジノ事業者が行う業務

(1)　総則

イ　カジノ事業者は、顧客にカジノ施設を利用させるときは、カジノ施設利用約款に基づいて、これをしなければならないこととした。（第六五条関係）

ロ　カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備を、(一)の(1)のロに規定する基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第六六条関係）

ハ　カジノ事業者は、カジノ施設の営業の開始前に、カジノ行為粗収益（9の(一)の(1)に規定するカジノ行為粗収益をいう。）の集計に関する業務の手順及び体制の手続を定め、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第六七条関係）

(2)　依存の防止のための措置及び入場規制等

イ　カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、依存防止規程に従って、入場者（カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入